

令和2年7月2日

CDR・IBHRE 認定制度委員会
委員長 石川 利之

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う CDR 認定更新（10年目の再認定）猶予措置について

新型コロナウイルス感染症拡大のもと、皆様におかれましてはひとかたならぬご苦勞をされていることと存じます。さて、このウイルスによるパンデミックは、世界の社会活動を一変させ、それは日本においても例外ではありません。緊急事態宣言が解除された後も、患者数の増加は止まらない状況です。

そのような中ではございますが、プロメトリック株式会社が実施する IBHRE CCDS-JDR 試験（主催：米国 IBHRE）は、2020年7月11日（土）に予定どおり実施されることになっております。しかしながら、日本不整脈心電学会といたしましてはこうした事態を憂慮し、10年目の CDR 認定更新を迎える方で、感染リスクを回避するために本年度開催予定の IBHRE 試験の受験を見送りたいと希望される方に対し、CDR 認定の猶予措置（最長1年）を設けることといたしました（猶予措置をとられた方が来年度に行われる IBHRE 試験に合格された場合、IBHRE 認定有効期間は10年間ですが、CDR 認定更新有効期間は試験合格後9年間となりますので、引き続き CDR 認定を希望される方は9年後に IBHRE 試験を受験して合格する必要があります（IBHRE 認定は1年間残りますが、その1年を CDR 認定に使うことはできません）。

猶予措置の申請方法等につきましては決まり次第、『日本不整脈心電学会＞CDR 認定制度』のページにてご連絡いたします。

【記】

- 対象者：10年目の CDR 認定更新を迎える方で、感染リスクを回避するため、IBHRE 試験（2020年7月11日（土）および2021年1月16日（土））の受験を見送られる方。
- ご留意事項：プロメトリック社にお支払いされた受験料につきましては、2021年1月16日（土）もしくは7月17日（土）（予定）に振替えできるチケットがプロメトリック社より発行されます。2020年7月11日（土）試験にお申込みされた方で、受験を繰越しされたい方は、2020年7月9日（木）までに、以下の内容を日本不整脈心電学会事務局までメールでご連絡ください。

【期限】2020年7月9日（木）まで

【宛先】日本不整脈心電学会事務局（cdr@jhrs.or.jp）

【件名】7/11 IBHRE 試験 受験の繰越しの件

【内容】メール本文に次の①～⑧を明記のうえ、受験の繰越しを希望される旨をお書きください。

- ①氏名、②学会会員番号もしくは CDR 認定番号、③生年月日、④所属先名
- ⑤所属先電話番号 ⑥電話番号（日中繋がりやすい番号）、⑥メールアドレス
- ⑦プロメトリック ID、⑧受験予定会場名

以上

【お問合せ先】日本不整脈心電学会事務局
Email: cdr@jhrs.or.jp